

令和5年度本宮市
創業者空き店舗活用支援事業

あなたの夢を応援し、まちを元気に!

空き店舗 × 創業者

募集中!!



市内の空き店舗を活用して創業にチャレンジする
市内在住または、市内在住予定の皆さんを対象に、
創業に必要な経費を補助します。創業に意欲の
ある皆さん、もとみやで夢を叶えてみませんか?

※採択を受けた事業については市HP等で公開します。
※補助金の申請は補助事業の前に行う必要があります。

補助金額

最大250万円

※空き店舗等を活用しない創業
の場合は最大100万円です。

補助率

1/2以内



本宮市 産業部 商工観光課 商工振興係

0243-24-5381



HPはこちら▶<https://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/15/akitenpo-sogyo.html>

今こそ感染対策! with コロナ
油断しないで徹底予防!

引き続き、感染対策の徹底をお願いいたします。

3月13日からマスク着用の考え方が
変わりました



CHECK!!



【交付金額】 空き店舗を活用する開業資金の一部を補助します。

金額：250万円以内

※空き店舗等を活用しない場合の創業は100万円以内

割合：対象経費の1/2以内

◎補助対象となる経費	×補助対象とならない経費の例
<ul style="list-style-type: none">・店舗改修費・広告料・初月分賃料	商品仕入、車両購入費、備品購入費、消耗品費、不動産取得費、敷金・礼金・保証金、消費税 など

【対象となる方】

令和5年度内に、本宮市内で創業される方

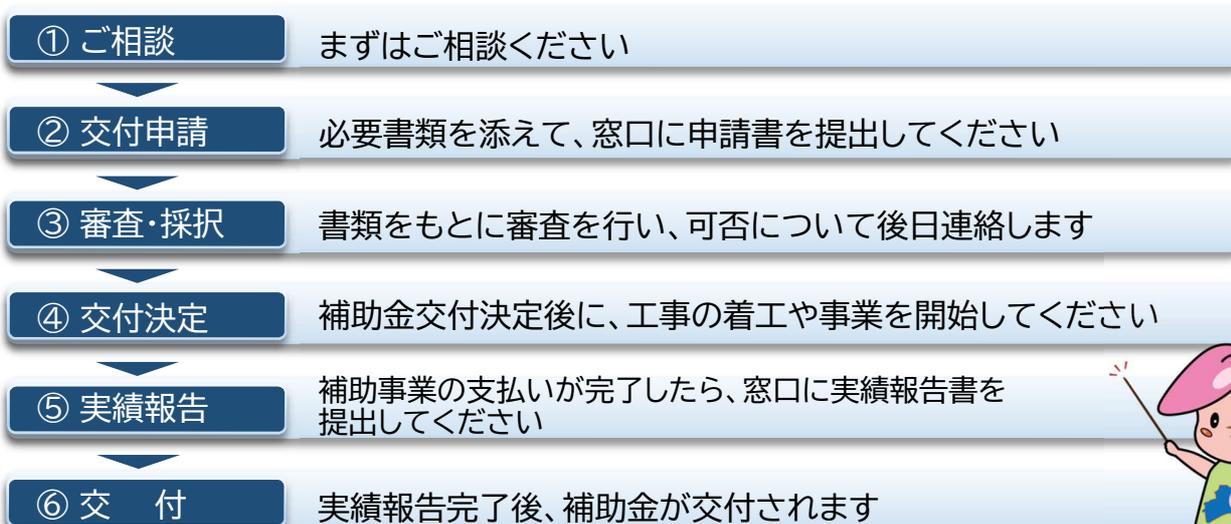
※個人事業者は市内在住または在住予定者であること、法人は市内を本店所在地および納税地とした法人登記をすることが必要です。

※空き店舗等活用の有無で交付金額の上限が変わります。

【募集要件】

- ① 実績報告の日までに、本宮市の発行する特定創業支援等事業(※)による支援を受けたことの証明書(有効期限の切れていないものに限る)を有していること。
※市と連携する商工会や金融機関の実施する創業セミナー、創業塾等
- ② 創業後一定期間(※)以上継続して営業することが見込まれ、週4日以上営業すること。
※3年、または取得・改修した財産の耐用年数が経過する期間のどちらか長い方
- ③ 交付決定の年度内に営業を開始すること。
- ④ 市と連携する商工会や金融機関等と継続的な支援関係にある(見込みがある)こと。
- ⑤ 空き店舗等の所有者が創業者または創業者の3親等以内の親族でないこと。
(法人の場合は取締役の3親等以内の親族または役員本人でないこと)
- ⑥ 過去に空き店舗等で営業していたものと創業者が同じでないこと。
- ⑦ すでにある店舗を移転することにより移転前の店舗を空き店舗等にしないこと。
- ⑧ 国・県・市などの同様の補助金等の交付を受けていないこと。
- ⑨ その他(暴力団排除条例に該当しないこと、関係法令に違反していないこと、市税等の滞納がないこと等)

【補助金交付までの流れ】



ご相談・書類提出窓口はこちら

本宮市役所産業部商工観光課 商工振興係
TEL:0243-24-5381